

新型コロナウイルス感染症に係る差別や偏見を生み出さない  
社会の構築に関する決議（案）

新型コロナウイルス感染症は、現在も収束の見通しが立たず、本県においても、県民生活や社会経済活動等に甚大な影響が生じており、県民は、今なお、先行きが見通せない不安を抱えた生活を余儀なくされている。

こうした厳しい状況の下、感染者や医療従事者及びその家族が、SNS等の様々な媒体による誹謗中傷を受けていることや、ワクチンを接種しないことに対して、職場等での不当な取扱いや差別が発生するなど、広く社会の問題になっている。

基本的人権の尊重を基本原理とする我が国において、このような差別や偏見は、感染者等の人格や尊厳を侵し、また、生活に重大な悪影響を与えるものであり、決して容認し得ないものである。

こうした行為は、有症状者の速やかな医療機関受診を躊躇させたり、陽性が確認された際に、保健所の調査への協力が得られにくくなるなど、感染拡大を防止する上で大きな支障を生じさせることとなる。

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染し得る疾病であり、また誰もが気づかないうちに他人に感染させてしまう可能性があることを、県民一人一人が冷静に受け止め、他者への思いやりの心を持って行動していくことが求められている。

本県では、感染者等への差別や偏見をなくすことを目的とした、民間主導による愛媛発の「シトラスリボンプロジェクト」が始動し、県内のみならず、全国各地へ広がりを見せており、大変心強いことである。

よって、本県議会は、新型コロナウイルス感染症に関連する方々への支援に全力を尽くすとともに、県民とともに、差別や偏見を生み出さない人権尊重の社会を構築するため、引き続き取り組んでいくことを強く表明するものである。

以上、決議する。

令和3年 月 日

愛 媛 県 議 会